

2. 環境改善事業

—生活指導による自立更生を目的とした宿由施設—

地区の住民は低所得者であるがゆえに一人当りの住居面積が狭い不良住居で、しかも日払いなどによる割高な家賃にあまじなければならず、それがまた経済的、文化的生活の健全な自立をさまたげているのが現状である。そこで、このような生活状態を改善し、更生への指導をおこなうため家族世帯を対象とする宿由施設として、昭和37年12月に愛隣寮(4人以下の家族を対象、定員4世帯)を設置し、さらに昭和40年6月には合池生活館(5人以上の家族を対象、定員4世帯)を建設し、入居期間中(1年6ヶ月)に勤労奨励の奨励、生活身土相談、各種講習会をおこない退去後の自立更生への指導をはかっている。

昭和37年6月に建設された馬淵生活館は愛隣地区に隣接した浪速区馬淵町にあり、当時その付近にあった私鉄用地および都市計画用地に不法占拠しバラック建てのスラム街を形成していた住民を、環境整備上立退かせ入居させるために建設されたもので、入居者には

入居期限はない。しかし、居住者に対する福利厚生、生活指導をおこなうことにより生活程度が向上し、他の公営住宅等へ転居する者もいる。

— 隣保事業 —

地区住民を対象とした各種の事業は更生相談所と西成市民館がおこなっている。更生相談所が毎年定期的におこなっている事業には、児童を対象としての自然博物館や電気科学館への社会見学、郊外へのハイキング、海水浴、クリスマス大会、夏^の野外(公園)演芸大会、秋の「老人の日」に独り住いのお年寄りを訪ねての慰問と、地区内で身寄りもなく淋しく七くなるためたがたの聖をなぐさめる無縁仏の慰霊祭がある。なおこれらの事業をおこなうにあたり、地域団体の西成愛護会が物心共に強力な推進援助をはたしている。

西成市民館は隣保館として地域住民の会合、行事に対する会場を提供すると共に、定例の生花、茶道、書道、料理、民謡等各種講習事業を開催し、秋の茶屋福祉会と共催で土曜子供会、映画会、演劇研究会「くま座」の実施、老人憩いの家の運営および地域老人クラブ「萩晴

家の育成など各種の事業をおこなっている。なお、
婦人を対象とした事業にあたっては、西成市民館婦人
団体協議会（NWA）の積極的な援助が大きなさすに
なっている。

— 貯蓄あっせん事業 —

地区内の労働者の大半数は、不安定な日雇労働に就
労し、日払いの報酬によってその日暮しの生活を送っ
ているのが実情である。そのため生活態度も“宵越し
の金を持たない”主義となり、生活は著しく不安定な
ものである。そこでこのような生活から脱却させ、生活の安
定をはかり、それが勤労意欲としてはねかえることを
目的として、昭和37年に貯蓄あっせん事業を実施し
た。以来「あいつの銀行」の愛称で地区住民に親しま
れ、その取扱高および登録口座数も増加の一途をたど
っている。

利用者の中には貯蓄高の増加により生活設計への意
欲を高め、日雇から常用へ、さらには正社員へと更生
したものの、あるいは預金を生業資金として自立したも
のがある。業務時間は労働者のニーズにあわせ、午前

9時から午後6時までとし、利用者のピーク時は午後5時以降となっている。

— あいりん小・中学校と西成保健所分室 —

当所内には本市教育委員会所管のあいりん小・中学校と環境保健局所管の西成保健所あいりん分室が設置されている。

あいりん小・中学校は諸般の事情から愛隣地区にいる不就学状態の児童生徒を対象に、昭和32年に開設されたものであり、一切の経費を公費で賄い、個々の児童生徒の能力に応じた学習指導、生活指導により学校教育の目標達成に努めている。なお諸条件が好転すればできる限り地域の学校へ転学させるよう指導している。

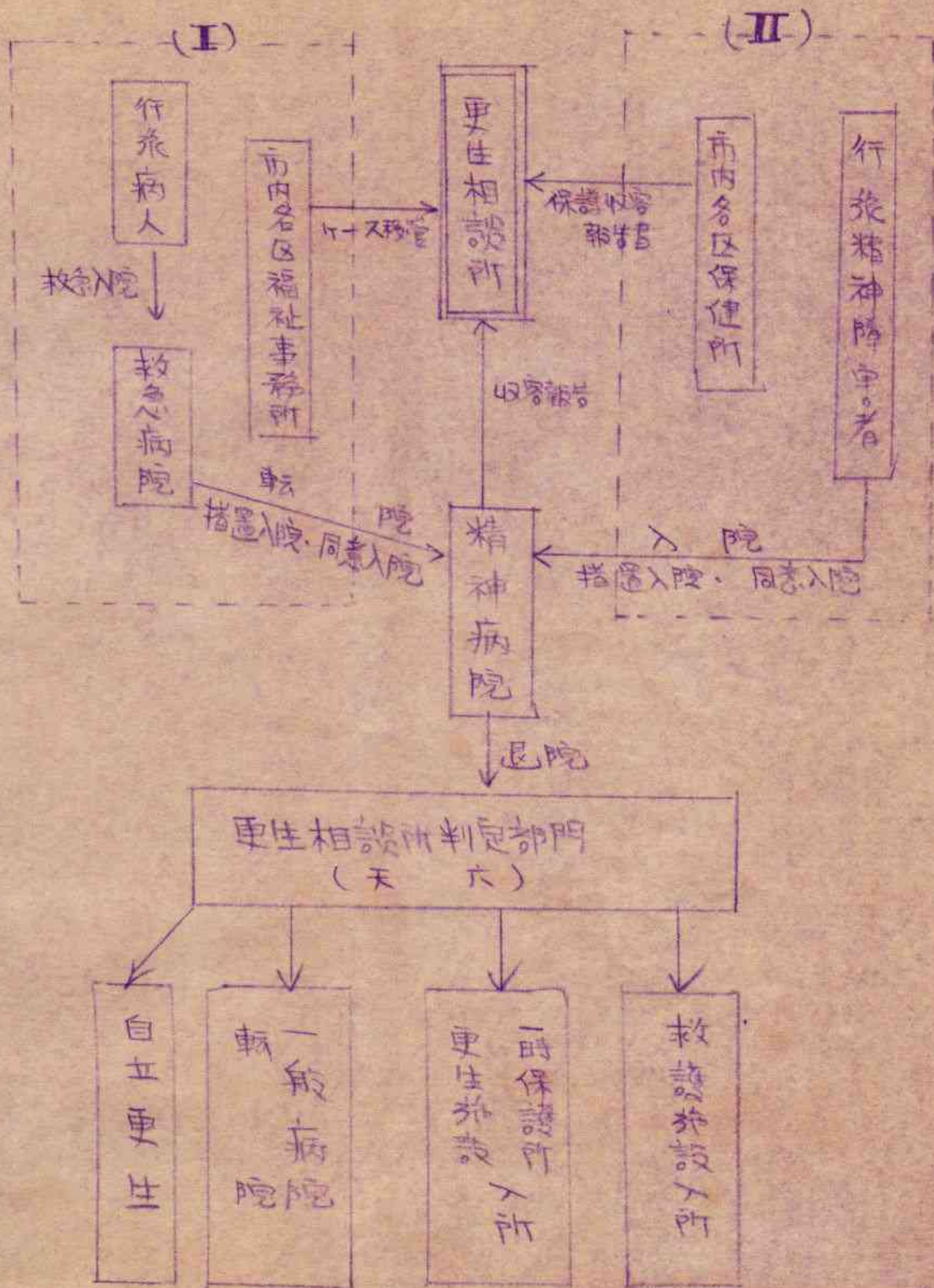
西成保健所あいりん分室は、環境衛生の立場から地区内の関係施設に対し監視指導をおこなうと共に、地区住民に対しては保健予防の立場から保健婦による訪問活動や乳児検診、予防接種等を実施している。一方、地区労働者に対しては愛隣地域の更状にかんがみ、更生相談所と密接な連携を保ちつつ精神衛生法、結核予防法等の立場から面接相談をおこなう、必要なる指導措置を講じている。

— 関係機関との連携 —

以上当所は民生福祉の立場から地区に対して諸施策をおこなっているわけであるが、同じ環境改善という目的のもとに地区の浄化、整備をはかっている西成区役所、西成警察署、西成保健所、西成消防署、あいらん労働公共職業安定所、土木局南工管所、住吉清掃区事務所、南地区公園事務所等地域を所管する関係機関存るが、西成労働福祉センター、大阪社会医療センターとも随時連絡調整のための会合を持ち密接な連絡をはかっている。

-
- (エ) 行旅病人(居住地がない要保護者)が救急車等で病院に入院し、福祉事務所で生保を適用した患者のうち、精神障害を併発し、精神病院へ転院した患者のケースが当所へ移管されてくる。
- (四) 行旅精神障害者(居住地がないかまたは明らかでない要保護者)が警察署または保健所から精神病院へ入院したとき保健所から保護収容報告書、病院より生保申請、収容報告書が当所へ送付し、必要に応じて生保を適用

行政移管關係系統圖



措置状況

上段: 更生相談所 下段: 一時保護所

年 月	一病院		精神 病院	施設送致		施設 送致 回数	法 外 措置	保 留	護 得 却 下	予 他	計
	一 病	結 核		保 護 所	直 接 送 致						
4.8.16	30	20	13	29	4	0	66	51	121	2	386
5.11	5	9	0	14	23	22	0	6	53	0	132
9	14	33	26	103	1	0	60	29	207	64	689
	23	0	0	33	34	31	0	8	26	5	212
10	61	27	25	26	13	0	20	20	209	180	676
	14	7	5	27	8	26	5	9	65	39	214
11	53	39	18	81	10	0	19	40	204	144	612
	8	4	0	22	8	18	7	2	28	33	205
12	121	62	33	168	27	0	56	91	326	223	1163
	18	1	1	51	25	66	10	8	116	40	336
1	57	40	11	95	81	0	47	60	271	255	939
	13	2	0	51	1	52	6	1	59	33	228
2	24	42	12	121	30	0	31	25	244	199	844
	7	0	0	28	7	32	4	4	51	37	181
3	61	44	9	108	20	0	27	22	222	126	741
	11	1	0	28	4	42	10	8	56	29	189
計	551	331	147	261	210	0	317	514	2230	1253	6674
	99	30	16	280	114	304	42	44	529	216	1874
	650	361	163	1121	364	304	359	558	2759	1469	7788

愛隣地区越年対策

(昭和46年末年始の愛隣地区における無宿労働者
を对象に宿所提供等応急援護対策)

事項 月日	相 談 者 数	処 置 内 訳								支 給 額	応 急 援 護 給 金
		宿 所 送 致	食 費・宿 費支 給	食 費・宿 費支 給	食 費・宿 費支 給	食 費・宿 費支 給	食 費・宿 費支 給	食 費・宿 費支 給	食 費・宿 費支 給		
2月 27日	152	92 (79)	23	4	2	1	1	21	7,370		
3月	186	86 (33)	67	6	2	7	4	13	12,050		
3日	212	140 (107)	42	3	0	6	6	12	10,400		
1月 1日	71	42 (37)	12	2		1	10	4	3,840		
2日	14		14						6,400		
3日	40		40						15,100		
4日	46		46						10,490		
5日	40		40						10,440		
6日	8		8						1,040		
7日	4		4						900		
計	773	360 (300)	296	14	4	19	26	60	83,340		

注) 宿所送致の()内数字は宿所=実際宿泊日数
宿所送致で必要な場合は食費、交通費を支給

2. 愛隣寮

小家族用（2～4人）の環境改善施設で、地区自治会の住居困難者に1年6ヶ月の期間で、住居使用料の宿所提供と生活指導を行なっている。この施設は、鉄筋5階建て、1階には西成警察署東田町巡出所、西成愛隣会生活指導員室、3階には集居室がある。

使用料は次のとおり。

- 1) 月額 1,000円（3帖、1室）
- 2) 月額 1,200円（4.5帖、1室）
- 3) 月額 1,400円（6帖、2室）
- 4) 月額 1,500円（6帖、板間、4室）

山田量治郎氏所有の「山田ビル」を昭和三十九年
買収、改装して。